

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

利根町国民健康保険条例（昭和38年利根町条例第75号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行前日に出産した被保険者に係る利根町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。